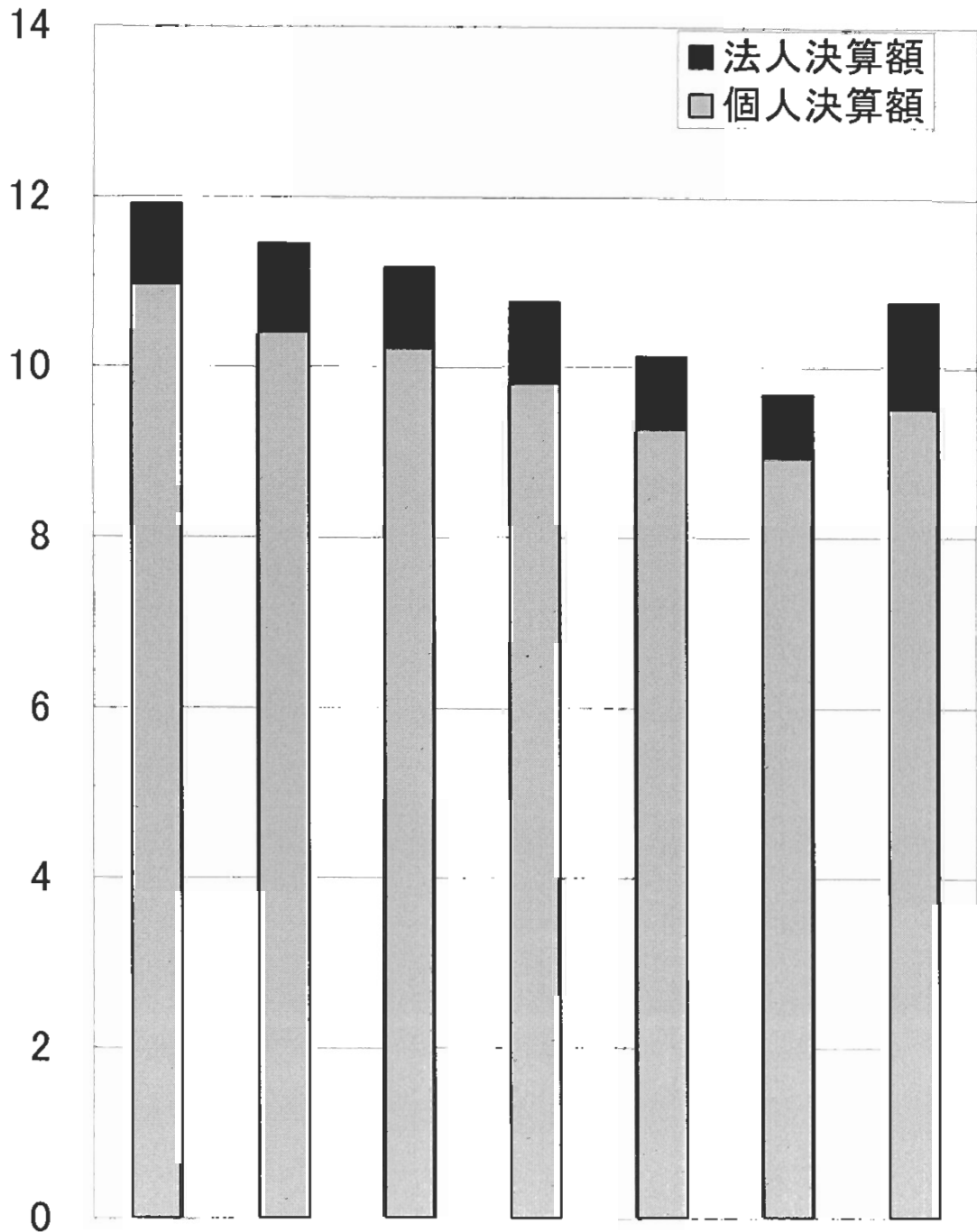


### Ⅲ 税目別概況

#### (1)町 民 税

億円



	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
合 計	1,191,476	1,144,851	1,117,497	1,076,183	1,012,138	967,279	1,075,850
個人決算額	1,096,462	1,040,518	1,021,790	980,350	927,148	893,092	950,656
法人決算額	95,014	104,333	95,707	95,833	84,990	74,187	125,194

(単位：千円)

## 1. 町民税のあらまし

### ■ 個人町民税

#### 1. 納税義務者

- (1) 町内に住所がある人
- (2) 町内に事務所、事業所又は家屋等を有する人で町内に住所を有しない人

※ 住所・事務所の所在は、各年の1月1日現在の状況による。

#### 2. 課税標準

- (1) 均等割
- (2) 所得割

$$(\text{所得金額}) - (\text{所得控除}) = (\text{課税標準額})$$

##### ①所得金額：・総所得金額

- ・土地等に係る事業所得等の金額
- ・長期譲渡所得の金額　・短期譲渡所得の金額
- ・株式等に係る譲渡所得等の金額　・先物取引に係る雑所得等の金額
- ・山林所得の金額　・退職所得の金額

##### ②所得控除：・雑損控除額　・医療費控除額　・社会保険料控除額

- ・小規模企業共済等掛金控除額
- ・生命保険料控除額　・損害保険料控除額
- ・寄附金控除額　・障害者控除額　・~~老年者控除額~~（平成18年度より廃止）
- ・寡婦（寡夫）控除額　・勤労学生控除額
- ・配偶者控除額　・配偶者特別控除額　・扶養控除額　・基礎控除額

##### ③課税標準額：・課税総所得金額

- ・土地等に係る課税事業所得等の金額
- ・課税長期譲渡所得の金額　・課税短期譲渡所得の金額
- ・株式等に係る課税譲渡所得の金額　・先物取引に係る課税雑所得等の金額
- ・課税山林所得金額　・課税退職所得金額

#### ▽所得控除のうち所得税と異なるもの

##### ・生命保険料控除

ア 支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア) 15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ) 15,000円を超え40,000円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円

(ウ) 40,000円を超え70,000円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円

(エ) 70,000円を超える場合：35,000円

イ 支払った保険料が個人年金生命保険料だけの場合、支払った保険料が

(ア) 15,000円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ) 15,000円を超え40,000円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円

(ウ) 40,000円を超え70,000円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円

(エ) 70,000円を超える場合：35,000円

ウ 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金生命保険料との両方である場合：  
(支払った保険料についてアにより求めた金額) + (支払った保険料についてイにより求めた金額)

・損害保険料控除

ア 支払損害保険料のすべてが短期損害保険契約等に係るものである場合、支払った保険料が

(ア) 1,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ) 1,000 円を超え 3,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 500 円

(エ) 3,000 円を超える場合：2,000 円

イ 支払損害保険料のすべてが長期損害保険契約等に係るものである場合、支払った保険料が

(ア) 5,000 円以下の場合：支払った保険料の金額

(イ) 5,000 円を超え 15,000 円以下の場合：(支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 2,500 円

(エ) 15,000 円を超える場合：10,000 円

ウ 支払損害保険料のうち、短期損害保険契約等に係るものと長期損害保険契約等に係るもの  
とがある場合

(ア) ア及びイの規定に準じて計算した金額の合計額が 10,000 円以下の場合：当該合計金額

(イ) ア及びイの規定に準じて計算した金額の合計額が 10,000 円を超える場合：10,000 円

・寄附金控除

(都道府県共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金の合計額と総所得金額等の 25% 相当額との  
いずれか低い金額) - 10 万円

・障害者控除：一人につき 26 万円 (特別障害者の場合：30 万円)

・寡婦 (寡夫) 控除：26 万円 (特定寡婦の場合：30 万円)

・勤労学生控除：26 万円

・~~老年者控除：48 万円 (平成 18 年度より廃止)~~

・配偶者控除

ア 控除対象配偶者：33 万円

イ 老人控除対象配偶者 (70 歳以上)：38 万円

ウ 控除対象配偶者が特別障害者で、かつ、同居している場合：56 万円

エ 老人控除対象配偶者 (70 歳以上) 特別障害者で、かつ、同居している場合：61 万円

・配偶者特別控除

配偶者の所得に応じ控除されます。ただし、前年の合計所得が 1,000 万円を超える場合は  
控除されません。

※ 青色事業専従者に該当する人で青色事業専従者給与の支払いを受ける人及び白色事業専従  
者に該当する人は受けられません。

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
配偶者の所得金額 円	控除額 円	配偶者の所得金額 円	控除額 円
配偶者特別控除は受けられません。 (平成16年度税制改正。平成17年度分から適用)		380,001 ~ 449,999	330,000
		450,000 ~ 499,999	310,000
		500,000 ~ 549,999	260,000
		550,000 ~ 599,999	210,000
		600,000 ~ 649,999	160,000
		650,000 ~ 699,999	110,000
		700,000 ~ 749,999	60,000
		750,000 ~ 759,999	30,000
		760,000 ~	0

・扶養控除

ア 扶養親族一人につき33万円。ただし、扶養親族が特定扶養親族(16歳以上23歳未満)の場合、一人につき45万円、また、老人扶養親族(70歳以上)である場合は、一人につき38万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族(70歳以上)である場合は、一人につき45万円

イ 扶養親族が特別障害者で、かつ、同居している場合、一人につき56万円。ただし、その扶養親族が特定扶養親族の場合、一人につき68万円、また、老人扶養親族(70歳以上)である場合は、一人につき61万円、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している老人扶養親族(70歳以上)である場合は、一人につき68万円

3. 税 率

(1) 均等割：町民税3,000円・県民税1,000円(標準課税)

※ 年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置は、段階的に廃止されました。ただし、平成17年1月1日において65歳に達していた人の個人住民税については次のとおりです。(平成17年度税制改正)

(均等割)

- ・平成18年度均等割課税、町民税1,000円・県民税 300円(3分の1課税)
- ・平成19年度均等割課税、町民税2,000円・県民税 600円(3分の2課税)
- ・平成20年度均等割課税、町民税3,000円・県民税1,000円(全課税)

(所得割)

- ・平成18年度、3分の1課税
- ・平成19年度、3分の2課税
- ・平成20年度、全課税

(2) 所得割：(標準課税)

所得割 (分離課税に係る所得割を除く。)

課税総所得金額、課税退職所得金額又は 課税山林所得金額の5分の1	税 率	(参 考) 速 算 控 除 額
200万円以下の金額	100分の3	0円
200万円を超え700万円以下	100分の8	100,000円
700万円を超える金額	100分の10	240,000円

① 課税総所得、課税退職所得又は課税山林所得

※ 課税山林所得金額については、上記によって求められた金額を5倍して税額を計算する。

② 土地の譲渡に関する事業所得等

次のア又はイの金額のうちいずれか多い金額

ア 土地等に係る課税事業所得等の金額の100分の9に相当する金額

イ 次の算式により計算した金額

$$\{ (\text{土地等に係る課税事業所得等の金額}) + (\text{課税総所得金額}) \} \\ \times \text{上記①の税率} - (\text{課税総所得金額}) \times \text{上記①の税率} \times 100 \text{分の} 110$$

③ 分離課税に係る譲渡所得

ア 課税長期譲渡所得金額の100分の3.4に相当する金額

※ 優良住宅地等の譲渡所得金額については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合：100分の2.7

(イ) 課税長期譲渡所得金額のうち2,000万円を超える部分の金額の100分の3.4に相当する金額  
と54万円との合計額

※ 所有期間が10年を超える居住用財産の譲渡所得については次による金額

(ア) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合：100分の2.7

(イ) 課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円を超える部分の金額の100分の3.4に相当する金額  
と162万円との合計額

イ 課税短期譲渡所得金額

課税短期譲渡所得金額の100分の6に相当する金額

※ 国又は地方公共団体等への譲渡所得金額については、次の算定で(ア)又は(イ)の金額の  
うちいずれか多い金額

(ア) 課税短期譲渡所得金額の100分の3.4に相当する金額

(イ) 次の算式により計算した金額

$$\{ (\text{課税短期譲渡所得金額}) - (\text{所得税法上の特別控除}) + (\text{課税総所得金額}) \} \\ \times \text{上記(①)の税率} - (\text{課税総所得金額}) \times \text{上記(①)の税率}$$

④ 株式等に係る課税譲渡所得の金額

道府県民税株式等譲渡所得割を徴収されていない株式等の譲渡所得については、他の所得と分離  
して、100分の3.4に相当する金額

⑤ 先物取引に係る課税雑所得等の金額

先物取引による所得で、一定のものについては、他の所得と分離して、100分の3.4に相当する金額

4. 定率による税額控除

- (1) 個人住民税の所得割額（分離課税に係る所得割額を除く。）から定率控除の額を控除する。
- (2) 定率控除の額は、平成18年度の個人住民税所得割額の7.5%相当額。ただし、7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。（平成17年度税制改正）
- (3) 所得割算出額

総所得金額－所得控除額＝課税標準額

課税標準額×税率－速算控除額－税額控除＝定率控除前所得割額

定率控除前所得割額－定率控除額＝所得割額

5. 賦課期日・納期

- (1) 賦課期日：1月1日現在で酒々井町に住所を有する人又は居住する人を対象とする。

(2) 納 期

ア 均等割及び所得割（退職分離課税に係る所得割を除く。）

(ア) 普通徴収の場合：年税額を4回に分けて納税する。

1期 6月16日～ 6月30日

2期 8月16日～ 8月31日

3期 10月16日～10月31日

4期 1月16日～ 1月31日

(イ) 特別徴収の場合：勤務先の会社や事業所で毎月の給与等から天引きされ納税する。

6月から翌年5月まで毎月10日

イ 退職分離課税に係る所得割

徴収の日の属する月の翌月の10日

## ■ 法人町民税

### 1. 納税義務者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものを含む。）
- (2) 町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しない法人
- (3) 町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団代表者又は管理人の定めのあるもの（(1)に該当するものを除く。）

### 2. 課税標準

- (1) 均等割（法人の所得に関係なく資本金等の金額によって一律に課税される。）
- (2) 法人税割（法人税額に一定の税率を乗じて課税される。）

### 3. 税率

- (1) 均等割（標準税率）

法人等の区分	年額
① 資本等の金額が50億円を超える法人で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数(以下「従業者数」という。)の合計数が50人を超えるもの	300万円
② 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	175万円
③ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	41万円
④ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	40万円
⑤ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	16万円
⑥ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	15万円
⑦ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	13万円
⑧ 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	12万円
⑨ 前各号に掲げる法人以外の法人	5万円

(2) 法人税割（標準税率）：課税標準となる法人税額 × 税率(12.3%)

### 4. 申告・納税

申告納付の方法により納税

- (1) 事業年度を6か月としている法人の申告納付

法人の事業年度が6か月である場合、法人税の申告書を提出する期限までに法人町民税の申告書を提出するとともに、均等割額の2分の1の額と法人税割額の合算額を納税する。

- (2) 事業年度を1年としている法人の申告納付

法人の事業年度が1年である場合においては、先ず中間申告を行い、申告額を納税し、次に確定申告を行い、確定申告と中間申告との差額を納税する。

## 2. 個人町民税納税義務者及び町民税額の推移

(単位：人・千円)

区分	14		15		16		17		18		
	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	納税義務者	町民税額	
普通徴収	均等割のみ	526	1,052	558	1,116	596	1,788	606	1,529	675	1,765
	所得割のみ	575	31,228	567	35,040	528	24,169	0	0	0	0
	均等割＋所得割	2,568	212,010	2,619	204,846	2,719	206,483	3,541	255,340	4,086	295,255
	計	3,669	244,290	3,744	241,002	3,843	232,440	4,147	256,869	4,761	297,020
特別徴収	均等割のみ	83	166	95	190	114	342	150	345	159	471
	所得割のみ	444	35,371	424	33,703	517	39,858	0	0	0	0
	均等割＋所得割	4,683	660,047	4,719	617,738	4,753	583,042	5,484	669,858	5,482	694,990
	計	5,210	695,584	5,238	651,631	5,384	623,242	5,634	670,203	5,641	695,461
合計	均等割のみ	609	1,218	653	1,306	710	2,130	756	1,874	834	2,236
	所得割のみ	1,019	66,599	991	68,743	1,045	64,027	0	0	0	0
	均等割＋所得割	7,251	872,057	7,338	822,584	7,472	789,525	9,025	925,198	9,568	990,245
	計	8,879	939,874	8,982	892,633	9,227	855,682	9,781	927,072	10,402	992,481
特別徴収義務者	2,638		2,596		2,639		2,701		2,663		

資料：課税状況等調査第2表、第3表



### 3. 個人町民税所得者区別課税額の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	14			15			16			17			18		
	税 額	構 成 比	対前 年 増 減 比	税 額	構 成 比	対前 年 増 減 比	税 額	構 成 比	対前 年 増 減 比	税 額	構 成 比	対前 年 増 減 比	税 額	構 成 比	対前 年 増 減 比
給与所得者	832,037	88.5	△ 3.2	780,318	87.4	△ 6.2	753,463	88.0	△ 3.4	814,495	87.9	8.1	843,111	85.0	3.5
営業等所得者	44,790	4.8	171.3	41,721	4.7	△ 6.9	43,278	5.1	3.7	48,040	5.2	11.0	48,944	4.9	1.9
農業所得者	249	0.0	22.7	176	0.0	△ 29.3	992	0.1	463.6	250	0.0	△ 74.8	291	0.0	16.4
その他の 所得者	62,798	6.7	△ 20.9	70,418	7.9	12.1	57,949	6.8	△ 17.7	64,287	6.9	10.9	100,135	10.1	55.8
計	939,874	100	△ 4.5	892,633	100	△ 5.0	855,682	100	△ 4.1	927,072	100	8.3	992,481	100	7.1

資料：課税状況等調査第2表

#### 4. 個人町民税所得者区分別納税義務者の推移

(単位：人・%)

年 度	14			15			16			17			18		
	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比	納税義務者数	構成比	対前年増減比
給与所得者	7,451	83.9	△ 1.2	7,478	83.3	0.4	7,627	82.7	2.0	8,138	83.2	6.7	8,273	79.5	1.7
営業等所得者	414	4.7	46.8	408	4.5	△ 1.4	377	4.0	△ 7.6	379	3.9	0.5	402	3.9	6.1
農業所得者	25	0.3	13.6	23	0.3	△ 8.0	33	0.4	43.5	22	0.2	△ 33.3	23	0.2	4.5
その他の所得者	989	11.1	7.4	1,073	11.9	8.4	1,190	12.9	10.9	1,242	12.7	4.4	1,704	16.4	37.2
計	8,879	100	△ 0.2	8,982	100	1.2	9,227	100	2.7	9,781	100	6.0	10,402	100	6.3

資料：課税状況等調査第2表

### 5. 個人町民税所得者区分別総所得金額等の推移

(単位：千円・%)

年 度 所得者区分	14			15			16			17			18		
	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比	総所得金額	構成比	対前年増減比
給与所得者	27,165,757	87.5	△ 2.0	26,226,519	86.5	△ 3.5	25,575,589	86.4	△ 2.5	26,683,940	86.8	4.3	26,324,873	83.9	△ 1.3
営業等所得者	1,280,473	4.1	78.6	1,228,395	4.1	△ 4.1	1,165,405	3.9	△ 5.1	1,166,401	3.8	0.1	1,187,966	3.8	1.8
農業所得者	31,090	0.1	△ 2.9	22,993	0.1	△ 26.0	62,831	0.2	173.3	23,402	0.1	△ 62.8	18,947	0.1	△ 19.0
その他の所得者	1,950,682	6.3	7.3	2,101,804	6.9	7.7	2,090,275	7.1	△ 0.5	2,490,544	8.1	19.1	3,316,484	10.6	33.2
分離課税所得者	622,029	2.0	△ 35.7	731,456	2.4	17.6	717,835	2.4	△ 1.9	358,036	1.2	△ 50.1	504,628	1.6	40.9
計	31,050,031	100	△ 2.5	30,311,167	100	△ 2.4	29,611,935	100	△ 2.3	30,722,323	100	3.7	31,352,898	100	2.1

資料：課税状況等調査第5表、第6表、第7表、第8表、第9表、第11表、第12表、第56表、第58表

## 6. 個人町民税の所得控除額の推移

(単位：千円・%)

区分	14 年度		15 年度		16 年度		17 年度		18 年度	
	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比	控除額	対前年度比
雑損控除	1,974	△ 85.4	2,736	38.6	2,227	△ 18.6	0	皆減	1,903	皆増
医療費控除	145,599	2.5	153,957	5.7	165,613	7.6	189,090	14.2	214,073	13.2
社会保険料控除	4,102,998	2.2	4,063,713	△ 1.0	4,296,519	5.7	4,325,427	0.7	4,455,254	3.0
小規模企業共済掛金控除	48,360	△ 3.1	46,403	△ 4.0	46,310	△ 0.2	42,911	△ 7.3	47,321	10.3
生命保険料控除	259,815	△ 1.9	253,984	△ 2.2	256,730	1.1	267,489	4.2	274,407	2.6
損害保険料控除	15,608	△ 2.9	14,787	△ 5.3	15,004	1.5	15,652	4.3	16,643	6.3
寄付金控除	904	△ 13.1	1,814	100.7	0	皆減	7	皆増	1,000	14,285.7
障害者控除	59,540	△ 0.8	60,560	1.7	63,760	5.3	63,880	0.2	79,240	24.0
老年人者控除	261,600	8.1	277,440	6.1	294,240	6.1	360,960	22.7		
寡婦控除	27,660	4.3	23,960	△ 13.4	26,800	11.9	26,740	△ 0.2	34,800	30.1
寡夫控除	2,600	△ 16.7	2,860	10.0	3,900	36.4	2,860	△ 26.7	3,380	18.2
勤労学生控除	520	100.0	520	0.0	260	△ 50.0	0	皆減	780	皆増
配偶者控除	964,590	0.2	964,130	△ 0.0	981,030	1.8	1,050,850	7.1	1,136,010	8.1
配偶者特別控除	755,980	0.7	781,960	3.4	802,560	2.6	34,240	△ 95.7	36,960	7.9
扶養控除	1,690,810	△ 5.4	1,642,220	△ 2.9	1,607,920	△ 2.1	1,626,760	1.2	1,616,350	△ 0.6
基礎控除	2,729,100	△ 0.6	2,748,570	0.7	2,810,610	2.3	2,978,250	6.0	3,157,440	6.0
合計	11,067,658	△ 0.1	11,039,614	△ 0.3	11,373,483	3.0	10,985,116	△ 3.4	11,075,561	0.8

資料：課税状況等調査第58表

※ 平成18年度課税分から老年者控除が廃止になりました。

## 7. 平成18年度個人町民税の納税義務者等に関する調

(単位：人・千円)

年 度 所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	町民税額
給与所得者	569	1,655	0	0	7,704	23,044	818,412	8,273	843,111
営業等所得者	66	192	0	0	336	992	47,760	402	48,944
農業所得者	12	34	0	0	11	31	226	23	291
その他の所得者	187	355	0	0	1,517	4,199	95,581	1,704	100,135
合 計	834	2,236	0	0	9,568	28,266	961,979	10,402	992,481

資料：課税状況等調書第2表

### 8. 個人町民税負担額の推移

(単位：円)

区 分 \ 年 度	14	15	16	17	18
人 口 1 人 当 り	46,149	43,298	40,372	43,126	45,952
一 世 帯 当 り	120,589	112,126	102,587	107,686	113,791
納 税 義 務 者 1 人 当 り	105,854	99,380	92,737	94,783	95,413
普 通 徴 収 1 人 当 り	66,582	64,370	60,484	61,941	62,386
特 別 徴 収 1 人 当 り	133,509	124,405	115,758	118,957	123,287

(人口・世帯数：7月1日現在)  
人口 21,598人 世帯数 8,722世帯

## 9. 平成18年度個人町民税の課税標準額段階別課税状況

課税標準額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者	
	人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
10万円以下	269	12,369	21	991	0	0
10万円を超え 100万円以下	1,881	1,124,540	135	66,287	8	4,183
100万円を超え 200万円以下	2,448	3,595,094	76	109,639	3	4,096
200万円を超え 300万円以下	1,230	2,996,179	44	104,031	0	0
300万円を超え 400万円以下	691	2,387,694	23	77,817	0	0
400万円を超え 550万円以下	614	2,868,549	11	48,120	0	0
550万円を超え 700万円以下	307	1,893,853	5	30,041	0	0
700万円を超え 1,000万円以下	149	1,200,508	10	85,164	0	0
1,000万円を超える金額	71	1,117,050	8	253,709	0	0
合 計	7,660	17,195,836	333	775,799	11	8,279

(単位：人・千円)

その他の所得者		分離課税所得者		計	
人員	課税標準額	人員	課税標準額	人員	課税標準額
52	2,570	25	256,539	367	272,469
706	400,066	13	56,319	2,743	1,651,395
423	590,030	29	151,292	2,979	4,450,151
138	339,808	14	83,258	1,426	3,523,276
66	223,937	11	56,151	791	2,745,599
36	159,826	11	100,705	672	3,177,200
11	70,596	4	85,980	327	2,080,470
7	57,971	4	56,997	170	1,400,640
7	108,209	7	141,600	93	1,620,568
1,446	1,953,013	118	988,841	9,568	20,921,768

資料：課税状況等調査第5表、第6表、第7表、第9表、第11表、第12表



## 10. 法人町民税調定額(現年課税分)の推移

(単位：人・千円・%)

区 分 \ 年 度	13	14	15	16	17
納 税 義 務 者	424	397	401	413	421
均 等 割 額	44,778	43,345	44,786	39,537	42,619
法 人 税 割 額	51,271	52,808	41,158	35,214	84,139
合 計	96,049	96,153	85,944	74,751	126,758
対 前 年 増 加 額	△ 8.5	0.1	△ 10.6	△ 13.0	69.6

## 11. 平成17年度法人町民税月別調定額(現年課税分)

(単位：千円)

調 定 月	均 等 割	法 人 税 割	合 計
4	1,845	1,996	3,841
5	5,379	6,292	11,671
6	11,267	36,283	47,550
7	1,231	836	2,067
8	2,711	3,038	5,749
9	1,556	319	1,875
10	1,808	1,453	3,261
11	8,539	27,252	35,791
12	1,017	1,701	2,718
1	883	920	1,803
2	4,472	2,434	6,906
3	1,911	1,615	3,526
合 計	42,619	84,139	126,758

## 12. 法人町民税決算期別法人数

(平成17年度)

決算月	12 か 月 決 算 法 人												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
法人数	8	22	116	18	31	35	31	39	49	17	14	41	421

## 13. 法人の設立状況

(平成17年度)

法人等の区分	分割法人	その他の法人	計
資本積立金額との合計額)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び公共法人等を除く。次号から第5号において同じ。)で町内に有する事務所、事業所、又は寮等の従業者(政令で定める役員を含む。)の合計数(次号から第5号において「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	3	0	3
(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	0	0	0
(3) 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	29	1	30
(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人をこえるもの	2	0	2
(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	10	3	13
(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	3	0	3
(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	34	21	55
(8) 資本等の金額が1千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	0	0	0
(9) 前各号に掲げる法人以外の法人	32	283	315
計	113	308	421